



# はがタウン インフォメーション

## お知らせ

### 町職員採用試験

町総務課庶務人事係

☎028(677)1111

採用人数／一般事務職6人程度

受験資格／昭和56年4月2日以降

に生まれ高校卒業（卒業見込みまたは同等以上の学力を有する）以上の人

受験手続／総務課で配布する受験申込書（町ホームページからもダウンロード可）に所定の事項を記入し、写真（4cm×3cm）2枚・最終学校の卒業（見込み）証明書・成績証明書を持参または郵送（〒321-3392芳賀町大字祖母井1020芳賀町役場総務企画部総務課庶務人事係）

※郵送により請求する場合は、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。

受付期間／7月4日(月)～8月5日(金)

※土・日・祝日を除く

1次試験／9月18日(日)筆記試験・適性検査(県立真岡工業高等学校)

### 芳賀地区広域行政事務組合消防職員採用試験

町総務課

☎0285(82)3213

採用人数／消防職3人程度

受験資格／大学卒…平成3年4月2

日以降に生まれ大学を卒業した人または平成29年3月卒業見込みの人

短大卒・高校卒…平成5年4月2日以降に生まれ短大・専門学校等・高等学校を卒業した人または平成29

年3月卒業見込みの人

受付期間／7月1日(金)～8月5日(金)

1次試験／9月18日(日)筆記試験・一般性格診断(県立真岡工業高等学校)・体力試験(芳賀地区広域行政事務組合消防本部)

### 芳賀町都市交通マスタープラン及び都市・地域総合交通戦略を策定しました

町都市計画課都市計画係

☎028(677)6020

4月1日から4月30日まで「芳賀町都市交通マスタープラン及び都市・地域総合交通戦略(案)」に対するパブリックコメントを実施した結果、1名からご意見をいただきました。その結果を踏まえ、「芳賀町都市交通マスタープラン及び都市・地域総合交通戦略」を策定しました。

パブリックコメントの結果や、策定した計画の内容については、都市計画課窓口または町ホームページで確認できます。

### 投票所に土足入場できるようにします

町選挙管理委員会

☎028(677)1111

これまで一部の投票所を除き靴を脱いで入場していましたが、7月10日(日)執行の参議院議員通常選挙から、専用のマット等を設置することで土足で入場できるようになります。



### 旧芳志戸小、旧上稲毛田小の投票場所が体育館に変更

町選挙管理委員会

☎028(677)1111

7月10日(日)執行の参議院議員通常選挙から、旧芳志戸小学校と旧上稲毛田小学校の投票場所が体育館に変更になります。これらの投票所で投票される人はご注意ください。

### 他の市区町村から転入された人へ

町選挙管理委員会

☎028(677)1111

平成28年3月21日以前に、他の市区町村から芳賀町に住所を移し、同日までに転入の届け出をした人は、7月10日(日)執行の参議院議員通常選挙を芳賀町で投票できます。なお、平成28年3月22日以降に他の市区町村から芳賀町に転入の届け出をした人は、前住居の市区町村で同選挙の投票をすることになります。

### 介護保険負担割合証が更新されます

町高齢者支援課介護保険係

☎028(677)6015

現在お使いの介護保険負担割合証の有効期限は7月31日(日)です。8月から使用する割合証の色は「クリーム色」です。7月下旬に対象者あて郵送しますので、記載内容を確認してください。なお、割合証は、6月末現在の情報に基づき作成されます。

### 後期高齢者医療被保険者証が更新されます

町住民課国保年金係

☎028(677)6038

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(日)です。8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。8月からは、新しい保険証を医療機関などの窓口で提示してください。なお、現在お使いの保険証は、8月以降に住居課へ返却してください。

### 高齢受給者証が更新されます

町住民課国保年金係

☎028(677)6038

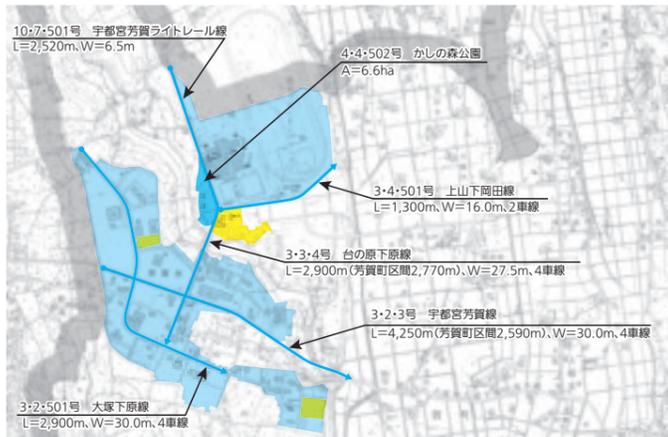
国民健康保険の70歳から74歳の人が現在お使いの高齢受給者証の有効期限は7月31日(日)です。8月から使用する受給者証は7月下旬に郵送しますので、8月以降は新しい受給者証を使用してください。なお、現在お使いの受給者証は、8月以降に住居課へ返却してください。

### LRT事業に関する都市計画を変更・決定しました

町都市計画課都市計画係 ☎028(677)6020

宇都宮市と共同で導入を進めている次世代型路面電車(LRT)事業に関し、町は5月31日、LRTが走行する軌道、軌道の敷設により拡幅される道路、面積が変わる「かしの森公園」などについて、合計6施設の都市計画を変更・決定しました。各施設の名称、位置については右図のとおりです。

なお、今回行った都市計画の変更・決定に伴い、道路拡幅などによる買収予定地については、建築・売買について許可や届出が必要となる場合があります。建築・売買を予定している人は、事前に都市計画課までご相談ください。



### 国民健康保険税の賦課限度額と保険税軽減範囲が変わります

町住民課国保年金係 ☎028(677)6038

税務課町民税係 ☎028(677)6013

平成28年4月1日から、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、被保険者間の保険税負担の公平の確保および中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、今年度から国民健康保険税の賦課限度額と軽減範囲が変わりました。

町国民健康保険の健全な運営のため、ご理解をお願いします。

#### 1 賦課限度額の改正

区分	平成27年度	平成28年度	増減
医療給付費分	51万円	51万円	0円
後期高齢者支援金分	14万円	16万円	2万円
介護納付金分	12万円	14万円	2万円
計	77万円	81万円	4万円

#### 2 軽減範囲の改正

平成27年度軽減判定所得

5割軽減 : 基礎控除額33万円+26万円×被保険者数  
2割軽減 : 基礎控除額33万円+47万円×被保険者数

平成28年度軽減判定所得

5割軽減 : 基礎控除額33万円+26.5万円×被保険者数  
2割軽減 : 基礎控除額33万円+48万円×被保険者数